

平成 28 年 4 月 14 日
宇都宮市上下水道局企業総務課

入札契約制度等の見直し等について

本局の入札契約制度につきまして、競争性を維持しつつ、より高い工事品質の確保を図るとともに入札参加者の資金調達の円滑化をより一層図るため、下記のとおり見直し等を行いますので、お知らせいたします。詳細につきましては別紙を参照してください。

記

1 建設工事における社会保険未加入対策について

- 建設業の持続的な発展に必要な若手人材の確保等の観点から、本局が発注する建設工事において、元請業者及び下請業者を社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者とする取組みを段階的に実施します。

2 総合評価落札方式における技術評価項目等について

- 総合評価落札方式について、建設業者の技術力を的確に評価し、さらなる工事品質の確保を図るため、技術評価項目等を見直します。

3 建設工事等に係る前金払の支払い割合等について

- 建設業者等の資金調達の円滑化をより一層図るため、建設工事等に係る前金払の限度額及び支払い割合を見直します。

4 建設工事における技術者要件の緩和等について

- 平成 28 年 3 月 31 日までに公告する工事に限り、建設工事における技術者要件の緩和等に係る運用を行っておりますが、技術者不足の懸念に対応するため、特例期間を 1 年間（平成 29 年 3 月 31 日まで）延長します。

5 適用

平成 28 年 4 月 1 日

1 建設工事における社会保険未加入対策について

建設業の持続的な発展に必要な人材の確保等を図るため、本局が発注する建設工事において、原則、元請業者及び下請業者を社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者とする取組みを、下記のとおり、段階的に実施します。

(1) 平成 28 年度実施

平成 28 年 4 月以降に本局が公告する建設工事において、建設業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全て）の加入を制限付き一般競争入札（総合評価落札方式を含む）の参加要件とします。

また、一次下請業者についても、社会保険等への加入を原則とします。（ただし、制裁金等の措置は講じない。）

(2) 平成 29 年度実施

平成 29・30 年度入札参加資格審査申請（定期登録）から、申請に必要な資格として社会保険等の加入を条件とします。

（詳細は、申請受付の前に公表する提出要領等をご確認ください。）

※ 社会保険等の加入手続きには期間を要しますので、未加入業者（適用除外を除く。）に該当する場合は、早期に加入手続きを行ってください。

2 総合評価落札方式における技術評価項目等の見直しについて

総合評価落札方式について、建設業者の技術力を的確に評価し、さらなる工物品質の確保を図るため、技術評価項目等を見直します。

(1) 新たな評価項目の導入

- ・ 実績評価方式及び地域精通度評価方式において、市内業者の技術者の育成を促進するとともに品確法等の改正にも対応するため、若手技術者を評価する評価項目を導入します。
- ・ 実績評価方式において、災害時における迅速な対応を行うためには、建築系工事では技術職員を考慮する必要があることから、技術職員数を評価する評価項目を導入します。

(2) 評価点等の変更

実績評価方式及び地域精通度評価方式において、さらなる工物品質の確保を図るため、企業の技術力等の評価に重点をおいた評価点及び評価割合等を見直します。

評価方式 評価項目	見直し前			見直し後		
	実績評価方式		地域精通度 評価方式	実績評価方式		地域精通度 評価方式
	Aタイプ	Bタイプ		Aタイプ	Bタイプ	
企業能力評価	8.25	5.50	4.50	8.25	7.25	6.25
技術者能力評価	8.00	8.00	2.00	8.50	7.25	2.75
社会性評価	3.50	3.00	5.00	3.00	2.25	3.50
地域貢献・ 地域精通度評価	0.25	3.50	8.50	0.25	3.25	7.50
合計	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0

(3) 施工計画のテーマ設定

施工計画書の作成にあたり，施工時に本局が特に求める工事品質を確保するための方策や安全管理などを記載できるようテーマを設定します。

※ 詳細な評価基準については，入札情報ホームページの「総合評価落札方式による案内」に後日掲載します。

3 建設工事等に係る前金払の支払い割合等の見直しについて

建設業者等の資金調達の円滑化をより一層図るため，建設工事等に係る前金払の限度額及び支払い割合等を見直します。

契約の区分	区分	公共工事等の前金払の限度額	
		現 行	改 正
(1) 建設工事 ※請負代金の額を右のアからウまでに掲げる額の区分によって区分し，当該区分に応ずるアからウまでに定める割合を乗じて得た額の合計額	ア	3億円以下の額 100分の40	100分の40
	イ	3億円超10億円以下の額 100分の20	
	ウ	10億円超の額 100分の10	
(2) 工事関連業務等 ※請負代金の額に右に定める割合を乗じて得た額		100分の30	変更なし

※ ・ **3億円を限度としていた，限度額については廃止します。**

なお，東日本大震災に伴う前金払の特例措置につきましては，引き続き実施します。

・ 平成28年4月1日以降に公告する案件から適用します。

4 建設工事における技術者要件の緩和等に係る運用について

技術者不足の懸念に対応するため、技術者要件を緩和する特例期間を延長します。

(1) 専任の主任技術者緩和

適正な工事の施工を前提として一定の条件を満たした場合について、技術者要件を緩和する特例を、平成 28 年 3 月 31 日まで設けておりますが、**特例期間を平成 29 年 3 月 31 日まで延長**します。

(2) 現場代理人の常駐義務緩和

適正な工事の施工を前提として一定の条件を満たした場合について、技術者要件を緩和する特例を、平成 28 年 3 月 31 日まで設けておりますが、**特例期間を平成 29 年 3 月 31 日まで延長**します。

※ 詳細については、「入札参加者心得」及び各案件の公告文等をご確認ください。